

# 大分県報

令和六年  
号外（三）  
三月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県会計規則の一部改正

### 規則

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十八号

### 大分県会計規則の一部を改正する規則

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「第四十六条」を「第四十六条の二」に、「第九十五条」を「第九十五条の二」に改め、「第一百二条の二」を削り、「第一百七一条」の下に「第一百七一条の二」を加え、「計算報告及び証拠書類」を「計算報告及び証拠となる文書」に、「第二節 証拠書類」を「第二節 証拠となる文書」に、「第一百七十三条」を「第一百七十三条の二」に、「第八十七条」を「第八十七条の二」に改める。

第二条第九号中「及び第四項」を「、第四項、第六項及び第八項」に、「及び主幹研究員（総括）」を「、主幹研究員（総括）及び主任研究員（総括）」に改め、同条第十二号中「本庁等又はかしの収納及び支払の事務を取り扱う指定金融機関の支店又は出張所」を「公金の収納及び支払事務を取り扱う指定金融機関の支店」に改める。

第四条第八号中「及び物品出納員」を「、物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改める。

第七条第一項中「出納」を「歳出」に改め、同条第二項中「前項の規定にかかわらず、県税事務所の歳入（県税及びこれに付随する諸収入に限る。）」を「かしの歳入」に改める。

第八条第一項中「出納」を「歳出」に改め、同条第二項中「前項の規定にかかわらず、県

令和六年三月二十九日

税事務所の歳入（県税及びこれに付随する諸収入に限る。）」を「かしの歳入」に改める。  
第十条の見出し及び同条第三項中「及び物品出納員」を「、物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改め、同条第四項中「若しくは物品出納員」を「、物品出納員若しくは自動支払等分任出納員」に改める。  
第十一条第一項及び第二項中「及び物品出納員」を「、物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改める。  
第十二条の見出し中「及び物品出納員」を「、物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改め、同条中「及び物品出納員」を「、物品出納員及び自動支払等分任出納員」に、「つど」を「都度」に改める。  
第十三条第二項中「及び物品出納員」を「、物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改める。

第十四条の見出し中「及び物品出納員」を「、物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改め、同条第一項第二号中「公金振替書等」を「支払依頼書」に改め、同項第九号中「決算書」を「歳入歳出決算書」に、「付属する」を「附属する」に、「書類」を「文書」に改め、同条に次の一項を加える。

4 本庁等の自動支払等分任出納員は、公共料金明細事前通知サービス（指定金融機関が支払の期日前に口座振替に係る額等の情報を通知するサービスをいう。以下同じ。）による通知を受けて自動口座振替の方法により行う支払その他知事が別に定める支払に係る支払日の決定その他のこれらの支払に関する事務を行う。

第十五条の見出し及び同条第一項中「及び物品出納員」を「、物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改め、同項第九号中「決算付属書類」を「決算附属文書」に改め、同条に次の一項を加える。

4 かい及び事業所の自動支払等分任出納員は、公共料金明細事前通知サービスによる通知を受けて自動口座振替の方法により行う支払その他知事が別に定める支払に係る支払日の決定その他のこれらの支払に関する事務を行う。

第十七条中「若しくは会計職員」を「、自動支払等分任出納員若しくは会計職員」に改める。  
第十八条第一項中「会計課長」を「会計管理局会計課長」に改め、同条第五項中「及び物品出納員」を「、物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改める。

第二十条第一項中「を記載し」を「の記載（電子計算組織（財務総合システム（電子計算機を利用して公金の収入又は支出、財産の管理その他の県の財務事務の処理を行うシステムをいう。）、備品管理システム、総務事務システムその他業務システムをいう。以下同

大分県報号外（規則）

じ。）への記録を含む。以下同じ。）をし」に改め、同条第二項中「を引継ぎ」を「を引き継ぎ」に改める。

第一章中第二十一条の次に次の一条を加える。

（会計機関、事務引継ぎ及び事故報告に関する事務の取扱いの特例）

**第二十一条の二** 第十二条に規定する任免内申書、第十八条に規定する事務引継書、第二十条第一項に規定する引継書及び前条第一項に規定する事故報告書については、これらの帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成をもつて、これらの帳票の作成に代えることができる。

第二十二條第一項中「若しくは」を「又は」に、「もの又は」を「もの、」に改め、「委託したもの」の下に「その他その性質上納入の通知が必要ないと知事が認めるもの」を加え、同条第二項中「調定決議書（第七号様式）」に、調定の根拠及び計算の基礎を明らかにした書類その他必要な書類を添えてしなければならない」を「電子計算組織に、調定の根拠及び計算の基礎を明らかにした文書その他関係文書を添付した上で、必要な事項を入力することにより行うものとする」に改め、同条第三項後段を削る。

第二十三條中「の到来すること」に当該納期に係る金額について調定するものとする」を「ごと」に当該納期に納付すべき金額を区分し、当該歳入金金額について一括して調定することができる」に改める。

第二十七條第五号中「発行の日」の下に「（第三十二條第三項の規定により納付を受ける場合にあつては、その納付の通知をする日）」を加える。

第三十條第一項中「第二十二條第一項ただし書」の下に「若しくは第二十三條」を加える。

第三十二條第一項中「指定金融機関等」の下に「又は第三十六條第一項に規定する歳入徴収事務若しくは第三十六條の二第二項に規定する歳入等収納事務の委託を受けた者」を加える。

第三十三條中第四項を第五項とし、同条第三項中「当該納入通知書等の余白に「口座振替」と記載して」を削り、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により送付する納入通知書等は、当該納入通知書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもつてこれに代えることができる。

第三十五條第二項中「引き換え」を「引換え」に改める。

第三十五條の二中「歳入」の下に「（歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」とい

う。）」を加える。

第三十六條の見出し中「歳入」を「公金」に改め、「又は収納」を削り、同条第五項中「第一項の規定により歳入の徴収又は収納の」を「歳入徴収」に、「又は収納のつど」を「の都度」に、「関係書類」を「関係文書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、契約で特に定めるときは、この限りでない。

第三十六條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「徴収又は収納した現金」を「徴収した公金」に、「契約による指定期日までに現金払込票（第十六号様式）により」を「契約に定めるところにより、指定期日までに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「歳入の徴収又は収納の」を「歳入徴収」に、「現金を徴収し、又は収納したときは、領収書（第十五号様式）」を「公金を徴収したときは、契約に定めるところにより、領収書（第十五号様式）」その他の領収を証する文書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、納入義務者が電子情報処理組織を使用して納付する場合は、この限りでない。

第三十六條中第二項を第三項とし、同条第一項中「第百五十八條第一項各号」を「第百七十三條の二第一項各号」に、「について、私人にその徴収又は収納の事務を委託するときは、委託しようとする私人」を「のうち、法第二百四十三條の二第二項に規定する指定公金事務取扱者が徴収することによりその収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると知事が別に認めるものについて、その徴収に関する事務（以下「歳入徴収事務」という。）を委託するときは、その者」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 歳入徴収事務を委託する場合において、法第二百四十三條の二第一項の規定により知事が指定する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 法第二百四十三條の二第一項に規定する公金事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 徴収した公金について、正確に記載した帳簿（当該帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を備え付け、当該帳簿を契約に定めるところにより保存する事務処理体制を有していること。

四 徴収した公金について、契約に定めるところにより、県に報告し、かつ、遅滞なく指定金融機関等に払い込む事務処理体制を有していること。

第三十六條に次の一項を加える。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、歳入徴収事務について必要な事項は、契約で

定めるものとする。

第三十六条の二を次のように改める。

(公金の収納の委託)

**第三十六条の二** 法第二百四十三条の二の五第一項に規定する歳入等は、知事が別に定めらるる。

2 前項の歳入等について、その収納に関する事務(以下「歳入等収納事務」という。)を委託するときは、委託しようとする者との間に契約を締結しなければならない。

3 前条第二項から第七項までの規定は、歳入等収納事務を委託する場合について準用する。

第三十八条第二項中「前号」を「前項」に改める。

第三十九条第二項第五号中「書面」を「文書」に改め、同条第四項中「関係書類」を「関係文書」に改める。

第四十条第一項中「現金払込票」の下に「(第十六号様式)」を加え、同条第三項中「現金払込票」を「納入通知書」に改める。

第四十一条第一項第五号中「第七十八号様式」を「第七十八号第一項」に改め、同条第二項中「不納欠損処分調書(第二十一号様式)」を作成して」を「必要な事項を電子計算組織に入力して」に改める。

第四十二条第一項中「歳入払戻命令書(第二十二号様式)」を作成し」を削り、「当該歳入払戻命令書に係る書類を添えて」を「電子計算組織に、関係文書を添付した上で、必要な事項を入力することにより」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「歳入払戻命令書」を「歳入払戻命令」に改める。

第四十三条第一項中「更正書(第二十三号様式)」により」を「必要な事項を電子計算組織に入力して、」に改め、同条第二項を削る。

第四十四条第一項中「送金取消歳入組入報告書の送付」を「送金を取り消した旨の報告」に、「当該報告書」を「当該報告」に改める。

第四十五条第三項中「調定決議書の余白に「繰越」と表示して、」を削る。

第四十六条の見出しを「(帳票の管理)」に改め、同条中「第二十二条」を削り、「第三十九条、第四十一条、第四十二条及び第四十三条」を「及び第三十九条」に、「もののほか、」を「帳票並びに」に、「を備え」を「に」に改め、第二章同条の次に次の一条を加える。

(収入に関する事務の取扱いの特例)

**第四十六条の二** 第三十六条第五項に規定する委託徴収金報告書及び同条第六項に規定する

徴収金整理表については、これらの帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、これらの帳票の作成に代えることができる。

第四十七条第一項中「支出負担行為決議書(第二十九号様式)」により」を「必要な事項を電子計算組織に入力して」に、「書面」を「方法」に改め、同項第一号中「支出負担行為決議書兼支出命令書(第二十九号様式の二)」を「電子計算組織による支出負担行為決議兼支出命令の入力」に改め、同項第二号中「支出負担行為全額が債務負担行為となるもの及び別表第五において契約を締結するときに支出負担行為として整理する時期となつていゝものであつて公金振替により支出をする」を「及び支出負担行為全額が債務負担行為となる」に改め、「(という。)」の下に「の作成」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「その理由を明らかにした支出負担行為決議書(第一項第二号の規定により支出負担行為をしたもの、返納を伴う変更契約をするもの又は負担金、補助金若しくは交付金について返納を伴う変更交付決定をするもの又は負担金、補助金若しくは交付金について返納を伴う変更交付決定をするものについては起案書等)により、又はこれに科目内訳表若しくは債権者内訳表を添えて、」を「当該支出負担行為の変更又は取消しについて電子計算組織に入力して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項第二号の規定により支出負担行為をしたもの、返納を伴う変更契約をするもの又は負担金、補助金若しくは交付金について返納を伴う変更交付決定をするものについては、変更又は取消しに係る起案書等の作成により行うものとする。

第四十七条第四項を第二項とし、同条第五項を削る。

第五十条第一項中「書類」を「文書」に改め、「主なもの」の下に「並びに会計管理者等の事前合議の要否」を加え、同条第三項中「会計管理者等に支出負担行為」の下に「(第四十七条第一項第二号又は同条第二項ただし書の規定により起案書等で行う支出負担行為を含む。)」を加え、「支出負担行為決議書(第四十七条第一項第二号又は同条第四項の規定により起案書等で支出負担行為をしたものについては、当該起案書等)に必要な書類」を「当該支出負担行為に必要な文書」に改める。

第五十一条第一項中「支出命令書(第三十二号様式)」又は支出負担行為決議書兼支出命令書(以下「支出命令書等」という。)により会計管理者等に支出命令を「必要な事項を電子計算組織に入力し、会計管理者等に支出命令(支出負担行為決議兼支出命令を含む。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「の請求書」の下に「(請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加え、「の各号」を削り、「支払調書等により」を「電子計算組織に、支払調書等(支払調書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。))を添付した上で」に改め、同項第十一号中「私人に支出事務」を「第六十九条第一項に規定する公金支出事務」に改め、同条第四項から第六項までを削る。



第五十二条の見出しを「（支出命令の時期等）」に改め、同条第一項中「発した」を「発する」に、「第四十七条及び第六十八条に規定する必要な書類を添えて、会計管理者等に送付しなければ」を「電子計算組織に、第四十七条に規定する支出負担行為（第五十条第一項に規定する必要な文書を含む。）及び第六十八条に規定する必要な文書を添付しなければ」に改め、同条第二項中「支出命令書等及び前項に規定する必要な書類を別に定める時期までに会計管理者等に送付しなければ」を「支出命令は、別に定める時期までに発しなれば」に改める。

第五十四条の見出し中「審査」の下に「及び支払日の決定」を加え、同条第一項中「の各号」を削り、「審査及び」を「審査をし、」に改める。

第五十五条第一項中「引き換え」を「引換え」に改め、同条第二項中「以下同じ。」の下に「電子計算組織により作成された」を加え、「をして」を「に」に改め、同条第三項中「引き換え」を「引換え」に改め、同条第四項中「振出しは、」の下に「電子計算組織により作成された」を加える。

第五十六条第二項中「（指定金融機関が支払の期日前に口座振替に係る額等の情報を通知するサービスをいう。）」を削る。

第五十九条第二項ただし書中「納付期限」を「納期限」に、「隔地払による」を「資金前渡の方法により、支払をさせる」に改める。

第六十一条第一項中「引き換え」を「引換え」に改め、同条第二項中「資金前渡精算書（第三十九号様式）（全ての支出科目（同一会計内に限る。）を記載できないときは、科目内訳表を添付する。）に証拠書類を添えて支出命令者に提出して、」を「電子計算組織に、証拠となる文書を添付した上で、必要な事項を入力することにより」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同条第六項中「により資金前渡精算書が提出された」を「による精算手続がされた」に、「うえ」を「上」に、「送付しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第六十三条第一項中「支出命令者に精算書を提出して、」を「電子計算組織に、証拠となる文書を添付した上で、必要な事項を入力することにより」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「精算書が提出された」を「規定による精算手続がされた」に、「うえ」を「上」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改める。

第六十五条第三号中「歳入の徴収又は収納」を「歳入徴収事務又は歳入等収納事務」に改める。

第六十六条第一項中「書類」を「文書」に改める。

第六十七条第一項中「会計管理者は」の下に「、県税及びこれに付随する諸収入の還付に

限り」を加える。

第六十九条の見出し中「支出事務」を「公金の支出」に改め、同条第四項中「支出事務」を「公金支出事務」に、「書面」を「文書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「支出事務」を「公金支出事務」に、「つど」を「都度」に、「関係書類」を「関係文書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の支出の」を「公金支出」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十五条の三第一項に規定する経費については、私人にその支出の事務」を「第七十三条の三第一項に規定する歳出について、その支出に関する事務（以下「公金支出事務」という。）」に、「私人との」を「者との」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 公金支出事務を委託する場合において、法第二百四十三条の二第一項の規定により知事が指定する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

第六十九条に次の一項を加える。

6 前三項に定めるもののほか、公金支出事務について必要な事項は、契約で定めるものとする。

第七十五条第一項中「支出命令書等、歳入戻入命令書、外現金・基金払出命令書又は一時借入金払出命令書」を「支出命令、歳入戻入命令（一時借入金についての払出命令を含む。）又は外現金・基金払出命令（第八十七条第二号から第四号までに該当する場合に発する命令をいう。）」に改める。

第八十一条第二項中「うえ」を「上」に改める。

第八十八条第一項中「支出命令書等、外現金・基金払出命令書（第四十三号様式）又は歳入戻入命令書により、命令を発し、これに収入命令者又は支出命令者から送付された納入通知書又は振替通知書を添えて会計管理者等に送付しなければ」を「必要な事項を電子計算組織に入力して、会計管理者等に命令を発しなれば」に改め、同条第三項を削る。

第八十九条中「うえ」を「上」に改める。

第九十条第二項中「書類」を「文書」に改める。

第九十三条第一項中「返納決議書（第四十七号様式）又は支出負担行為（変更）兼返納決議書（第四十七号様式の二）（以下この条において「返納決議書等」という。）を作成し」を「必要な事項を電子計算組織に入力し、返納の決定を行い」に改め、「又は振替通知書（第四十八号様式の二）」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第三項を同条第四項

とし、同条第二項中「又は振替通知書」を削り、「記載する返納期限」を「記載する納期限」に、「返納期限」を「当該期限」に改め、同項後段を削り、同項の次に次の一項を加える。

3 前項の納期限は、出納閉鎖期日を超えることができない。

第九十四条中「私人に支出の事務」を「公金支出事務」に改める。

第九十五条の見出しを「(帳票の管理)」に改め、同条中「、第五十条、第五十一条」、「第六十一条」及び「、第八十八条」を削り、「ものを備え」を「帳票(第四十七条においては起案書等)」に、「つど」を「都度」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(支出に関する事務の取扱いの特例)

第九十五条の二 第六十条第一項に規定する前渡資金出納簿、第七十七条に規定する小切手振出済通知書等送付簿及び第八十一条第四項に規定する小切手振出整理票については、これらの帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、これらの帳票の作成に代えることができる。

第九十六条中「書類」を「調書」に改める。

第九十七条中「書類」を「調書」に改め、同条第一号中「予算額」を「予算」に改め、同条第五号中「前条第一項各号」を「前条各号」に改める。

第九十八条第二項中「書類」を「文書」に改める。

第一百条第一項中「つど」を「都度」に改める。

第一百二条第一項中「外現金・基金受入書(第六十七号様式)に、受入れの根拠及び計算の基礎を明らかにした書類その他必要な書類を添えてしなれば」を「電子計算組織に、受入れの根拠及び計算の基礎を明らかにした文書その他必要な文書を添付した上で、必要な事項を入力しなれば」に改め、同条第二項中「外現金・基金払出命令書を作成し、当該外現金・基金払出命令書に係る書類を添えて」を「電子計算組織に、関係文書を添付した上で、必要な事項を入力し、」に改め、同項後段を削り、同条第四項を削る。

第一百二条の二を削る。

第一百四条中「有価証券を」を「有価証券の」に、「つど」を「都度」に改める。

第一百七条の見出しを「(帳票の管理)」に改め、同条中「第一百条」を「第一百条、第一百三十一条」に、「もののほか、」を「帳票並びに」に、「を備え」を「に」に、「つど」を「都度」に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(現金及び有価証券に関する事務の取扱いの特例)

第一百七条の二 第一百条に規定する現金出納表及び前条に規定する歳計現金等保管残高整理簿

については、これらの帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、これらの帳票の作成に代えることができる。

第九十九条第一項中「外現金・基金受入書に受入根拠及び計算の基礎を明らかにした書類その他必要な書類を添えてしなれば」を「電子計算組織に、受入根拠及び計算の基礎を明らかにした文書その他必要な文書を添付した上で、必要な事項を入力しなれば」に改め、同条第二項中「受入票」を「受入れ」に、「作成しなれば」を「しなれば」に改める。

第一百十一条第一項中「外現金・基金払出命令書を作成し、当該外現金・基金払出命令書に係る書類を添えて」を「電子計算組織に、関係文書を添付した上で、必要な事項を入力し」に改め、同項後段を削る。

第一百三三条中「うえ」を「上」に改める。

第一百五五条第二項を削る。

第一百六条の見出しを「(帳票の管理)」に改め、同条中「、第一百十条及び第一百十一条」を「から第一百十一条まで」に、「もののほか、」を「帳票及び」に、「を備え」を「に」に、「つど」を「都度」に改める。

第二十條第二項中「、公金振替書」を削り、同条第三項中「書類」を「文書」に改める。

第二百二三条中「うえ」を「上」に改める。

第二百二五条第二項中「、收支日計表を添えて」を削る。

第二百二七条中「振り替え」を「振替」に改める。

第二百二八条及び第二百二九条を次のように改める。

第二百二八条及び第二百二九条 削除

第三十條中「送金取消歳入組入報告書により」を「取消事由の生じた月の翌月十日までに」に改める。

第三十四條の表を次のように改める。

計 算	書 名	提出先名	提出期限
	歳計現金等保管残高報告書	会計管理者	毎 日
	支払拒絶証券報告書	会計管理者	その都度

第三十六條の表を次のように改める。

簿冊の区分	整 理 保 管 事 項	整理保管する者	
		本庁等	か
			い

<p>調定関係簿冊 （その一） 調定関係簿冊 （その二） 収納関係簿冊 （その一） 収納関係簿冊 （その二） 収納関係簿冊 （その三） 収納関係簿冊 （その四） 更正関係簿冊</p>	<p>調定決議（不納欠損処分に係るものを除く。） 不納欠損処分に係る調定決議 収納済通知票（歳入歳出外現金、基金及び戻入に係るものを除く。） ・領収書 収納金証券不渡通知書 歳入払戻命令 支払拒絶証券報告書 更正</p>	<p>収入命 令者 収入命 令者 会計管 理者 収入命 令者 支出命 令者 収入命 令者 収入命 令者 会計管 理者 収入命 令者 支出命 令者 収入命 令者</p>	<p>収入命 令者 収入命 令者 会計管 理者 収入命 令者 支出命 令者 収入命 令者 会計管 理者 収入命 令者 支出命 令者 収入命 令者</p>	<p>基金払出関係簿冊 基金に属する歳入歳出外現金の払出し 所属長（かい長を除く。）</p> <p>第百三十六条に次の一項を加える。 2 前項の規定により整理保管する場合は、書面に代えて当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録により整理保管することができる。 第百三十九条第一項中「備え」を「備え付け」に改め、同条に次の一項を加える。 2 前項の規定により計算書を備える場合は、書面に代えて当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え付けることができる。 第百四十二条第一項第三号中「評価額」の下に「又は取得価格」を加える。 第百四十五条中「申出なければ」を「申し出なければ」に改める。 第百四十六条第一項中「前条の」を「前条の規定による」に、「材料品、備品及び動物」を「及び材料品」に、「あつては、」を「あつては」に、「材料品出納簿及び備品使用簿」を「及び材料品出納簿」に改め、「により」の下に「備品及び動物にあつては電子計算組織に入力することにより」を加える。 第百四十七条第一項中「職員」を「保管責任者」に、「申し出なければ」を「申し出なければ」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、「備品使用簿により」を削り、「使用職員をして」を「保管責任者に」に改める。 第百四十八条第一項中「県において」を削り、「物品不用決定調書（第百十号様式）」を「物品不用決定調書」に改め、同条第二項中「物品売却調書（第百十一号様式）」を「物品売却（棄却）調書」に、「売却するものとする」を「売却又は棄却の決定をしなければならぬ」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「物品譲渡調書（第百十二号様式）」を「物品譲渡調書」に改め、同条第四項中「物品交換調書（第百十三号様式）」を「物品交換調書」に改め、同条第五項中「前三項」を「前各項」に改める。 第百四十九条第一項中「物品管理換調書（第百十四号様式）」を「物品管理換調書」に、「物品管理換書（第百十五号様式）」を「物品管理換書」に改める。 第百五十条第一項中「生産製作品調書（第百十六号様式）」を「生産製作品調書」に改め、同条第二項中「物品売却調書」を「物品売却（棄却）調書」に改める。 第百五十一条中「物品取得調書（第百十七号様式）」を「物品取得調書」に改める。 第百五十二条中「寄附物品調書（第百十八号様式）」を「寄附物品調書」に改める。 第百五十三条中「物品区分変更調書（第百十九号様式）」を「物品区分変更調書」に改め</p>
<p>基金収納関係簿冊 支出負担行為関係簿冊 （その一） 支出関係簿冊 （その二） 歳入歳出外現金払出関係簿冊</p>	<p>収納済通知票（基金に係るものに限る。） 支出負担行為決議 支出命令 支出負担行為決議兼支出命令 資金前渡精算 概算払精算 収納済通知票（戻入に係るものに限る。） 返納決議 支出負担行為（変更）兼返納決議 歳入歳出外現金の払出し</p>	<p>会計管 理者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者</p>	<p>会計管 理者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者 支出命 令者</p>	<p>基金に属する歳入歳出外現金の払出し 所属長（かい長を除く。）</p>



る。  
 第五百五十五条第一項中「旅行先購入物品引継書（第二百二十四号様式）」を「旅行先購入物品引継書」に改める。

第五百五十七条中「を表示しなければ」を「の表示（バーコードその他の情報通信技術を利用するための符号による表示を含む。）をしなければ」に改める。

第六百六十一条第一項中「備え、」を「備え付け、」に改め、同項の表を次のように改める。

帳簿名	備え付ける者
占有品出納簿	出納員又は物品出納員
消耗品出納簿	〃
材料品出納簿	〃
生産製作品出納簿	〃
郵券証紙類受払簿	〃

第六百六十一条第二項中「備品使用簿及び」を削る。

第六百六十一条の二第四項中「第一項の」を「第二項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の表以外の部分中「第一項」を「第二項」に改め、同項の表の物品管理者の項中

「第四百四十八条第一項の規定による物品の不用の決定	会計管理者等又は物品出納員	第四百四十八条第五項
---------------------------	---------------	------------

を

「第四百四十八条第一項の規定による物品の不用の決定	会計管理者等又は物品出納員	第四百四十八条第五項
「第四百四十八条第二項の規定による物品の売却又は棄却の決定	会計管理者等又は物品出納員	第四百四十八条第五項

に、

「第四百四十九条第一項の規定による物品の管理換えの決定	出納員又は物品出納員	第四百四十九条第一項
-----------------------------	------------	------------

を

「第四百四十九条第一項の規定による物品の管理換えの決定	出納員又は物品出納員	第四百四十九条第一項
「第五百十条第二項の規定による生産製作品の売却の決定	会計管理者等又は物品出納員	第五百十条第二項

に、

「第五百十一条の規定による取得物品の受入れの決定	会計管理者等又は物品出納員	第五百十一条
--------------------------	---------------	--------

を

「第五百十一条の規定による取得物品の受入れの決定	会計管理者等又は物品出納員	第五百十一条
「第五百十二条の規定による寄附物品の受入れの決定	会計管理者等又は物品出納員	第五百十二条

に、「第五百十三条第一項」を

「第五百十三条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電磁的記録」の下に「（物品借受申請書及び物品受領書を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四百四十八条第一項」を「前条第一項に規定する帳簿並びに第四百四十八条第一項に、「物品売却調書」を「物品売却（棄却）調書」に改め、「物品管理換書」の下に、「第五百十条第一項に規定する生産製作品調書」を、「物品取得調書」の下に、「第五百十二条に規定する寄附物品調書」を加え、「第五百十四条第一項に規定する物品部外貸付調書」を削り、「については、当該帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該帳票の作成に代えることができる」を「の各帳票については、知事が別に定める」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する帳票（生産製作品調書を除く。）並びに第五百十四条第一項に規定する物品借受申請書及び物品部外貸付調書並びに同条第二項に規定する物品受領書については、当該帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該帳票の作成に代えることができる。

第六百六十三条に次の一項を加える。

2 前項の財産調書については、当該財産調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該財産調書の作成に代えることができる。

「第十一章 計算報告及び証拠書類」を「第十一章 計算報告及び証拠となる文書」に改める。

第百六十四条を次のように改める。

**第百六十四条 削除**

第百六十六条中「基金整理表（総括）を指定金融機関の収支金等月計報告書及び基金月計報告書と照合し、当該計算書等」を「基金整理票（総括）等」に改める。

「第二節 証拠書類」を「第二節 証拠となる文書」に改める。

第百六十八条の見出し中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同条各号列記以外の部分中「証拠書類」を「証拠となる文書」に、「掲げる書類」を「掲げる文書」に改め、同条第一号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同号ハ及びニを削り、同号ホ中「書類」を「文書」に改め、同号ホを同号ハとし、同条第二号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同号ロ中「書類」を「文書」に改める。

第百六十九条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同項第一号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同項第四号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に、「それぞれ書類作成者」を「それぞれ文書作成者」に改め、同項第五号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同条第二項中「証拠書類」を「証拠となる文書」に、「書類の写し」を「文書の写し」に改め、同項第二号中「支出命令書等」を「支出命令」に、「書類」を「文書」に改め、同条第四項中「資金前渡精算書に添付しなければ」を「精算しなければ」に改める。

第百七十条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同項第一号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に、「できる書類」を「できる文書」に、「当該書類」を「当該文書」に改め、同項第二号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に、「できる書類」を「できる文書」に改める。

第百七十二条の見出し中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同条第一項中「支出証拠書類」を「支出の証拠となる文書」に、「第百三十六条」を「第百三十六条第一項」に、「支出帳票つづり」を「支出簿冊」に改め、同条第二項中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改める。

第百七十三条の見出し中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同条中「支出証拠書類」を「支出の証拠となる文書」に改め、第十一章中同条の次に次の一条を加える。

（計算報告及び証拠となる文書に関する事務の取扱いの特例）  
**第百七十三条の二** 第百六十七条第一項に規定する物品出納計算書及び第百六十九条第四項に規定する支払証明書については、これらの帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、これらの帳票の作成に代えることができる。

第百七十七条の見出し中「提出書類」を「提出文書」に改める。

第百七十九条中「関係書類」を「関係文書」に改める。

第百八十一条第一項中「定期又は」を「別に定めるところにより定期及び」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三十六条第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者及び第六十九条第一項の規定により支出事務」を「歳入徴収事務、歳入等収納事務及び公金支出事務」に、「必要があると認めるときは、検査を行うものとする」を「別に定めるところにより定期及び臨時に検査を行わなければならない」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

第百八十三条の見出し中「提出書類」を「提出文書」に改め、同条中「前条」を「第百八十一条第一項」に、「ところにより調書」を「調書及び同条第二項に規定する者との契約で定める文書」に改め、同条ただし書を削り、同条の表を次のように改める。

調書名	提出者
県収納金受払残高表	収納代理金融機関
収入計算書（第百五十一号様式）	歳入徴収事務及び歳入等収納事務の委託を受けた者
支出計算書（第百五十二号様式）	公金支出事務の委託を受けた者

第百八十七条第一項中「つど」を「都度」に、「立ち合せたうえ」を「立ち合わせた上」に改め、第十二章中同条の次に次の一条を加える。

（検査に関する事務の取扱いの特例）

**第百八十七条の二** 第百八十条第一項に規定する審理書、第百八十三条に規定する収入計算書及び支出計算書並びに第百八十六条第二項に規定するかい長検査記録簿については、これらの帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、これらの帳票の作成に代えることができる。

第百九十条第三項中「書面」を「文書」に改める。

第百九十条第四中、「物品出納員」の下に、「自動支払等分任出納員」を加え、同表の県立高等学校の項の出納員の欄、大分県立大分豊府中学校の項の出納員の欄及び県立特別支援学校の項の出納員の欄中「事務長」の下に「（統括事務長を置く場合）あつては統括事務長。資金







(地域福祉室に係るものに限る。)においては、かいにおいて納付書等での支払を必要とする経費の資金前渡職員は、そのかいを所管している経理担当かいの出納員の職にある者をもつて充てる。

別表第五の一の部中「書類」を「文書」に改め、同表の二の部中「書類」を「文書」に改め、同部の区分の項中「決議書に」を削り、同部の七の項中「支出負担行為決議書兼支出命令書」を「支出負担行為決議書兼支出命令」に改め、同部の十の項中、「請求のあつたとき(支払調書等により支出するものについては支出を決定するとき)」を、「請求のあつたとき」に改め、「用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を削り、同部の十七の項中、「用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を削り、同部の二十一の項、二十四の項及び二十五の項中「支出負担行為決議書兼支出命令書」を「支出負担行為決議書兼支出命令」に改める。

別表第六中「書類」を「文書」に改め、同表の区分の項中「決議書に」を削り、同表の一の項及び三の項中「支出負担行為決議書兼支出命令書」を「支出負担行為決議書兼支出命令」に改め、同表の注3中「支出負担行為決議書兼支出命令書」を「支出負担行為決議書兼支出命令」に、「返納決議書の作成」を「返納決議」に改め、同表の注4中「支出負担行為決議書」を「支出負担行為決議」に改め、同表の注に次のように加える。

5 別表第五及び別表第六により整理するものうち、公共料金明細事前通知サービスによる通知を受けて自動口座振替の方法により行う支払その他知事が別に定める支払に係るものについては、知事が別に定める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第12条関係)

任 免 内 申 書

第 年 月 日 号

大分県知事

殿

部(局)長  
(かい)長

下記のとおり出納員(金銭出納員、物品出納員及び自動支払等分任出納員)を任命(解任)したいので、大分県会計規則第12条の規定に基づき、内申します。

記

部、課、班等名 (かい、課、班等名)	
任命しようとする者の 職 氏 名	
任命しようとする者の 担当する会計事務	
内 申 者 の 意 見	
解任される者があるとき は、解任される者の 職 氏 名	
任免の希望年月日	
そ の 他	

備考 その他の欄には、金銭出納員については担当する事務を、また出納員(金銭出納員、物品出納員及び自動支払等分任出納員)の任命替えのときはその理由等を記入すること。



第七号様式及び第八号様式を次のように改める。  
 第九号様式を次のように改める。

令和六年三月二十九日

大分県報号外（規則）

第9号様式（第30条関係）

様

（備考）

納入通知書

内容  
 金額  
 納期限  
 納入場所等  
 年度  
 科目  
 課定番号  
 通知番号  
 発行所属

大分県知事  
 上記のとおり納入してください。（かい長）



発行日 年 月 日

（切り取り線）

大分県 収納済通知票

440001

通常払込料金

加入者名	大分県会計管理者	口座番号		金額	円
OCR情報					
納期限	年 月 日	会計		課定番号	

年度	区	課目	通知番号	金額	円	住宅ローン利用額
内容						
発行所属						
氏名又は名称						
CVS等収納票						

領収日付印

（大分県／CVS等本部）

収納済票

440001

加入者名	大分県会計管理者
口座番号	
金額	円
課別情報	
納期限	年 月 日
年度	会計
課定番号	
通知番号	
氏名又は名称	
発行所属	

領収日付印

大分県 領収書

440001

大分県登録番号	
金額	円
金額内訳	(税率) 定のうち消費税額
円	(10%) 円
円	(8%) 円
円	(消費税非課税分)
納期限	年 月 日
年度	会計
課定番号	通知番号
内容	
住所氏名又は名称	

上記金額を領収しました。  
 （発行所属）

領収日付印

収入印紙不要（納入者控）

納入済証

課定番号	
通知番号	
金額	円
納期限	年 月 日
内容	
発行所属	

領収日付印

※納入の金額として大分県に提出が必要な場合は、はきみ等で切り離してください。  
 ※再発行できませんので紛失しないよう大切に保管してください。

（納入者控）

第十号様式を次のように改める。

<p>《問合せ先》 ○大分県 097-536-1111 (代表) 大分県大分市大字町3丁目1-1 ※本件の内容に関するお問合せは、発行所までご連絡ください。</p>	<p>《納入場所等》 次に掲げる金融機関等で納入してください。 ○指定金融機関 大分銀行の本店・支店・出張所・代理店（海外支店を含む。） ○収納代理金融機関 次の金融機関のうち、本分県内に所在する金融機関の本店・支店等 銀行（ゆうちょ銀行を除く。） 信用金庫協同組合連合会 信用金庫 農業協同組合 信用金庫 信用組合 信用金庫 ※収納代理金融機関の海外の本店・支店等（日本国内に限る。）にあつては、みずほ銀行、三井住友銀行及び豊和銀行の本店・支店等に限る。</p>		

令和六年三月二十九日

大分県報号外（規則）

第10号様式（第31条関係）

納付額変更通知書

年 月 日

殿

大分県知事  
(かみ)

印

(発行所属)

◎下記のとおり納入通知の金額を変更しましたので通知します。

内 容	
納入通知書発行日	
通知番号	
課税年度の課税日	
変更理由	
変更の理由が生じた日	年 月 日
当初決定額	円
変更決定額	円

◎差引未納額又は還付額

納入済額	円
差引未納額	円
還付額	円

□ 差引未納額の納付方法

- 同封の納入通知書と、先に送付した納入通知書の2枚により納付してください。
- 先に送付しました納入通知書は破棄して、同封の納入通知書により納付してください。
- その他 ( )

□ 還付額の送付方法

- 送付日 (予定) 年 月 日
- 口座振込
- その他 ( )

第十五号様式を次のように改める。



第15号様式(第36条、第39条関係)

大分県No.

# 領 収 書

様

金額

内容

領収日 年 月 日

〔 大 分 県 会 計 管 理 者 〕  
〔 出 納 員 〕  
〔 金 銭 出 納 員 〕  
〔 受 託 者 〕

印

大分県発行所属

令和六年三月二十九日

第15号様式(第36条、第39条関係)  
命令機関保管用

大分県No.

# 領 収 書 ( 副 )

様

金額

内容

領収日 年 月 日

〔 大 分 県 会 計 管 理 者 〕  
〔 出 納 員 〕  
〔 金 銭 出 納 員 〕  
〔 受 託 者 〕

大分県発行所属

県 整理欄

大分県報号外(規則)

一五

第15号様式(第36条、第39条関係)  
出納員保管用

大分県No.

# 領 収 書 (原符)

様

金額

内容

領収日 年 月 日

〔 大 分 県 会 計 管 理 者 〕  
〔 出 納 員 〕  
〔 金 銭 出 納 員 〕  
〔 受 託 者 〕

大分県発行所属	
県 整理欄	

令和六年三月二十九日

第十六号様式を次のように改める。

大分県報号外(規則)

(印可取付線)

440001

440001

440001

大分県 収納済通知票(現金払込) 通常払込料金

加入者名	大分県会計管理者	口座番号		金額	円
OCR情報					
納期限	年 月 日	会計		調定番号	

年度	区	課	通知番号	金額	住宅ローン控除額
				円	
内容					
発行所属					
氏名又は名称					
CVS等取附用					

領収日付印

(大分県/ CVS等本部)

現金払込票

加入者名	大分県会計管理者
口座番号	
金額	円
識別情報	
納期限	年 月 日
年度	会計
調定番号	
通知番号	
氏名又は名称	
発行所属	

領収日付印

大分県 領収書(現金払込票) 登録番号

金額	金額内訳	(税率)	差のうち消費税額	円
		円 (10%)		円
		円 (8%)		円
			(消費税非課税分)	円
納期限	年 月 日			
年度	会計			
調定番号	通知番号			
内容				
住所氏名又は名称				

上記金額を領収しました。  
(発行所属)

領収日付印

収入印紙不要(納入者控)

令和六年三月二十九日

大分県報号外(規則)

第十八号様式の二を次のように改める。



第18号様式の2 (第38条関係)

様

(備考)

納付書

内容  
金額  
納期限  
納入場所等  
年度  
科目  
調定番号  
通知番号  
発行所属

上記のとおり納入してください。

発行日 年 月 日

(切り取り線)

440001

大分県 収納済通知票 通常払品料金

加入者名	大分県会計管理者	口座番号	金額	円
OCR情報				
納期限	年 月 日	会計	調定番号	

年度	区	課	通知番号	金額	住所(2)科目所属
					円
領収日付印					
内容					
発行所属					
氏名又は名称					
CVS等 取替用					

(大分県/CVS等本部)

440001

収納済票

加入者名	大分県会計管理者
口座番号	
金額	円
納期限	年 月 日
年度	会計
調定番号	
通知番号	
氏名又は名称	
発行所属	

領収日付印

440001

大分県 領収書 登録番号

金額	金額内訳	(税率)	左のうち消費税額	円
	円	(10%)	円	
	円	(8%)	円	
	円	(消費税非課税分)		
納期限	年 月 日			
年度	会計			
調定番号	通知番号			
内容				
住所 氏名又は名称				

上記金額を領収しました。  
(発行所属)

領収日付印

収入印紙不要(納入者控)

納入済証

調定番号	
通知番号	
金額	円
納期限	年 月 日
内容	
発行所属	

※納入の証明として大分県に提出が  
必要な場合は、ほかに等で切り離  
してください。  
※再発行できませんので紛失しない  
よう大切に保管してください。

領収日付印

(納入者控)

令和六年三月二十九日

大分県報号外(規則)

第二十一号様式から第二十六号様式までを次のように改める。  
~~第21号様式から第26号様式まで~~ 削除  
 第二十八号様式から第三十四号様式までを次のように改める。  
~~第28号様式から第34号様式まで~~ 削除  
 第三十五号様式を次のように改める。

第35号様式 (第35条関係)

支払依頼書

作成日： / /

支払日 年 月 日

(単位：円)

No.	支払方法	支払者 委託者コード	管理所属	金額	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合計					

年 月 日  
依頼者 大分県会計管理者

第三十九号様式を次のように改める。

第39号様式 削除

第四十一号様式の一を次のように改める。

第41号様式の2（第55条、第67条、第68条関係）

**資金決済書**  
（指定金送付用/無指定）

作成日： / /

支払日 年 月 日

（単位：円）

No.	支払方法		金額	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
合計				

大分県会計管理者

第四十三号様式を次のように改める。

**第43号様式 削除**

第四十五号様式から第四十七号様式までを次のように改める。

**第45号様式から第47号様式まで 削除**

第四十七号様式の二を削る。

第四十八号様式を次のように改める。



第48号様式 (第93条関係)

様

(備考)

返納通知書

内容  
金額  
納期限  
納入場所等  
年度  
科目  
調定番号  
通知番号  
発行所屬

大分県知事  
上記のとおり納入してください。(かい長)

印

発行日 年 月 日

(領り発行用)

大分県 収納済通知票 (返納)

440001

通常払込科書

加入者名	大分県会計管理者	口座番号		金額	円
OCR情報					
納期限	年 月 日	会計		調定番号	

年度	区	22%	通知番号	金額	円	住宅22%利用額
内容						
発行所屬						
氏名又は名称						
C V S 等 収 納 用						

領 取 日 付 印

(大分県/CVS等本部)

収納済票

440001

加入者名	大分県会計管理者
口座番号	
金額	円
識別情報	
納期限	年 月 日
年度	会計
調定番号	
通知番号	
氏名又は名称	
発行所屬	

領 取 日 付 印

大分県 領収書 (返納)

440001

金額	金額内訳	(税率) 定のうち消費税額	円
		円 (10%)	円
		円 (8%)	円
納期限		年 月 日	
年度		会 計	
調定番号		通知番号	
内容			
住所氏名又は名称			

上記金額を領収しました。  
(発行所屬)

領 取 日 付 印

収入印紙不要 (納入者控)

納入済証

調定番号	
通知番号	
金額	円
納期限	年 月 日
内容	
発行所屬	

領 取 日 付 印

(納入者控)

令和六年三月二十九日

大分県報号外 (規則)

(問合せ先)

○大分県  
097-536-1111 (代表)  
大分県大分市大手町3丁目1-1  
※本件の内容に関するお問合せは、発行所屬までご連絡ください。

(納入場所等)

次に掲げる金融機関等で納入してください。  
○指定金融機関  
本分県内の支店・支店・出張所・代理店 (海外支店を含む。)  
○収納代理金融機関  
次の金融機関のうち大分県内に所在する金融機関の本店・支店等  
銀行 (ゆうちょ銀行を除く。)  
信用金庫協同組合連合会 農業協同組合  
産業協同組合 信用金庫  
信用組合 労働金庫  
※収納代理金融機関の県外の本店・支店等 (日本国内に限る。) にあつては、みずほ銀行、三井住友銀行及び豊和銀行の本店・支店等に限る。

第四十八号様式の二を削る。

第六十七号様式を次のように改める。

**第67号様式 削除**

第百八号様式から第百十九号様式までを次のように改める。

**第108号様式から第119号様式まで 削除**

第百二十五号様式から第百三十一号様式までを次のように改める。

**第125号様式から第131号様式まで 削除**

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の大分県会計規則の規定は、令和六年度以後の予算に係る会計事務について適用し、令和五年度以前の予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日の前日において現に地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項、第百五十八条の二第一項又は第百六十五条の三第一項の規定により公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者に対するこの規則による改正前の大分県会計規則第三十六条、第三十六条の二及び第六十九条の適用については、なお従前の例による。この場合において、同規則第三十六条第一項中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）」とあるのは、「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「旧施行令」という。）」と、同規則第三十六条の二第一項及び第二項並びに第六十九条第一項中「施行令」とあるのは、「旧施行令」とする。

（大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

4 大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「第三十六条第五項及び第六十九条第三項」を「第三十六条第六項及び第六十九条第四項」に改める。